

別紙2

扶養親族現況届用添付書類一覧

- (1) 扶養親族の所得状況を証明する書類を、次表に定めるところにより提出してください。(○印は必須書類、※印は場合によって必要な書類です。)
- (2) それぞれの事情に応じて下記に掲げる書類以外の書類の提出を求める場合がありますので、ご承知願います。

扶養親族 ※7月1日現在、扶養手当の認定を受けている扶養親族	収入の種類	添 付 書 類							留 意 事 項
		① 所の市町証 明書 30年度 発行	② の直 写給 近与 3明 か細 月書 分	③ のび確 写収定 支申 内告 訴書 書及	④ 書年定最 等金通新 の振知の 写込書年 通又金知 は改	⑤ 賃雇 格用 者保 証 証 の受 写給	⑥(注3) るいへ別 書る送居 類と等扶 がを養分 し親族 かて	⑦ い計所 て費得 の負状 申担況 立に、 書つ生	
配偶者	無 収 入	○						※(記載例1) ※(記載例1の2)	・所得証明書に収入金額の記載があり、現在無収入である場合は、申立書(記載例1) ・配偶者が育児休業中の場合は、申立書(記載例1の2) ・配偶者が東青及び下北管内の小中学校教職員で、現在、育児休業中の場合は申立書(記載例1の2)を提出し、所得証明書不要
	給 与 収 入	○	○					※(記載例2)	・給与明細書に代え事業主の給与支払証明書(直近3か月分)でも可 ・所得証明書に給与収入等の記載がある場合は申立書(記載例2)
	事 業 所 得	○		○					
	年金・手当受給	○			○				・障害年金、老齢基礎(厚生)年金、特別障害者手当等受給がわかる書類の写しを添付(H30.6月頃発行年金改定通知書の写し等)
	雇用保険受給	○				○		○(記載例3)	
子	無 収 入	○						※(記載例1) ※(記載例4)	・乳幼児、小中学校及び高校(定時制・通信制を除く)に在学する子は所得証明書不要 ・平成29年度に高校(定時制・通信制を除く)に在学していた場合は、所得証明書に代えて申立書(記載例4)でも可 ・所得証明書に収入金額の記載があり、現在無収入の場合は申立書(記載例1)
	給 与 収 入	○	○					※(記載例2) ※(記載例4)	・平成29年度に高校(定時制・通信制を除く)に在学していた場合は、所得証明書に代えて申立書(記載例4)でも可 ・給与明細書に代え事業主の給与支払証明書(直近3か月分)でも可 ・所得証明書に給与収入等の記載がある場合は申立書(記載例2)
	年金・手当受給	○			○				・障害年金、特別障害者手当等受給がわかる書類の写しを添付
	雇用保険受給	○				○		○(記載例3)	
父母・ 祖父母 (注1)	(同居)	無 収 入	○					※(記載例1)	・所得証明書に収入金額の記載があり、現在無収入である場合は申立書(記載例1)
		給 与 収 入	○	○				※(記載例2)	・給与明細書に代え事業主の給与支払証明書(直近3か月分)でも可 ・所得証明書に給与収入等の記載がある場合は申立書(記載例2)
		事 業 所 得	○		○				
		年金・手当受給	○			○			・遺族年金、障害年金、老齢基礎(厚生)年金、特別障害者手当等受給がわかる書類の写しを添付(H30.6月頃発行年金改定通知書の写し等)
		雇用保険受給	○				○	○(記載例3)	
	(別居)	無 収 入	○				○	○(記載例5)	
		給 与 収 入	○	○			○	○(記載例5)	・給与明細書に代え事業主の給与支払証明書(直近3か月分)でも可
		事 業 所 得	○		○		○	○(記載例5)	
		年金・手当受給	○			○	○	○(記載例5)	・遺族年金、障害年金、老齢基礎(厚生)年金、特別障害者手当等受給がわかる書類の写しを添付(H30.6月頃発行年金改定通知書の写し等)
		雇用保険受給	○				○	○(記載例5)	
弟妹 ・孫 (注2)	(同居)	無 収 入	○					※(記載例1) ※(記載例4)	・(上欄)子の無収入者 留意事項欄と同じ
		給 与 収 入	○	○				※(記載例2) ※(記載例4)	・(上欄)子の給与収入者 留意事項欄と同じ
		事 業 所 得	○		○				
		年金・手当受給	○			○			・障害年金、特別障害者手当等受給がわかる書類の写しを添付
		雇用保険受給	○				○	○(記載例3)	
	(別居)	無 収 入	○				○	※(記載例1) ※(記載例4) ○(記載例5)	・(上欄)子の無収入者 留意事項欄と同じ
		給 与 収 入	○	○			○	○(記載例5)	・(上欄)子の給与収入者 留意事項欄と同じ
		事 業 所 得	○		○		○	○(記載例5)	
		年金・手当受給	○			○	○	○(記載例5)	・障害年金等受給がわかる書類の写しを添付
		雇用保険受給	○				○	○(記載例5)	
重度心身障害者 (満22歳年度末 を経過している 職員の子)	無 収 入	○							
	年金・手当受給	○			○				・障害年金、特別障害者手当等受給がわかる書類の写しを添付
重度心身障害者 (職員の子以外)	無 収 入	○					※	○(記載例6)	
	年金・手当受給	○			○		※	○(記載例6)	・障害年金、特別障害者手当等受給がわかる書類の写しを添付

(注1) 父母(祖父母)のうち、いずれか一方を扶養親族としている場合、父母双方(祖父母双方)の所得証明書、また、祖父母を扶養している場合は、父母の所得証明書も必要となります。

(注2) 弟妹を扶養親族としている場合は父母及び兄弟姉妹の所得証明書、孫を扶養親族としている場合は、孫の父母の所得証明書も必要となります。

(注3) 扶養親族(配偶者及び子を除く。)と別居の場合、送金等をしていることが分かる書類(払込書の写し又は受領書の原本(記載例7)等)を提出してください。